

基本目標

2

みんなが地域を支える仕組みづくり

取組の柱

2-1

担い手の育成

1 人材の育成を推進する

急速な高齢化の進行や、支援ニーズの多様化に伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。小都市においても、役員などへの負担の偏りや、民生委員・児童委員をはじめとした、地域での福祉の担い手不足は大きな課題となっています。

地域福祉の担い手を確保できる体制の整備に力を入れていくほか、福祉に興味を持ち、担い手として活躍する人材の育成に努めます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ① 民生委員・児童委員等地域の役員の担い手不足の解消につながるよう、新たな制度や仕組みについて検討します。
- ② 講座や研修等を実施し、市民や福祉サービス従事者の福祉に関する技術向上や知識獲得、福祉意識の醸成を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ① 若年層の福祉サービスの担い手を長期的に確保していくことができるよう、人材確保・育成の体制を整えます。
- ② 研修等に積極的に参加し、職員の技術向上を図るとともに、地域の方々への研修も行い、身近な福祉人材の育成を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ① 地域福祉活動に携わって感じたやりがいや喜びなどをPRします（自助）
- ② 行政区（自治会）役員、ボランティア、子ども会、民生委員を始めとする地域で活動する人たちとの交流の場など、自分が地域で出来ることの気づきや地域福祉活動に関心を持ってもらうことにつながる機会をつくります（共助）
- ③ 若い世代をはじめ、様々な人が活躍できる参加しやすい地域活動の場をつくります（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
福祉活動の協力者に関する制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課 社会福祉協議会 	地域福祉の担い手解消と地域のみinnで広く福祉を担っていくための制度の構築を進めます。
民生委員児童委員の担い手確保に向けた取組	福祉課	民生委員児童委員活動のPRや負担軽減の取組など、担い手確保に向けた取組を進めます。
サロンで活動する推進員の育成事業	介護保険課	公民館等で、交流する場(サロン)での活動を支援する「サロン推進員」を養成し、高齢者の閉じこもり予防や仲間づくり、健康づくりの推進を図ります。
生活支援サポーター(仮称)養成講座の開催	介護保険課	「生活支援サポーター(仮称)養成講座」を開催し、当該講座修了者に『ボランティアポイント制度』の普及啓発活動やボランティア活動の中核を担っていただき、制度の普及を図ります。
高齢者等はずらつ教育事業	生涯学習課	地域の高齢者に対して、「創り」、「学び」、「活かす」ための講座を開設し、高齢者の学習機会の充実と社会参加活動の促進を図ります。

2 ボランティア活動の活性化を図る

小都市では、様々なボランティア活動が行われており、地域福祉推進の一翼を担っています。しかし一方で、今後も伸びることが予想されるボランティアニーズに対し、ボランティア活動者の不足や高齢化といった現状がみられています。

ボランティア団体の活動活性化を図るため、活動支援体制の充実を図るとともに、市民のボランティア参加機会の拡充や、参加しやすい環境づくりを推進します。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①ボランティア活動の重要性や活動内容などを市民に周知・啓発し、市民のボランティアに対する意識の醸成を図ります。
- ②市民がボランティアに参加しやすいよう、ボランティア団体や活動者に対しての支援や情報提供を行います。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①関係機関・団体と連携体制を充実させ、ボランティアニーズの細やかな把握をしながら、活動者と受け入れ側のコーディネートを行います。
- ②ボランティア養成講座等を実施し、幅広いボランティア人材の育成を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①ボランティア活動に携わる人は、活動のよこびややりがいのPRに努めます（自助・互助）
- ②SNSを活用した呼びかけや参加しやすい雰囲気づくりなど、若い世代の担い手確保に努めます（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
地域の自主的な 体操教室を支援する 取組	健康課	地域で健康づくりを推進する「健康運動リーダー」を養成し、健康運動リーダーが運営する自主的な体操教室の開催を支援します。
ボランティア情報 センター事業	社会福祉協議会	ボランティアニーズの把握と、活動希望者の登録及び情報提供を行い、活動に結びつける調整を行います。また、フェイスブックや社会福祉協議会のホームページなどを活用し、センターの活動について周知していきます。
ボランティアに 関する情報の収集 と提供	社会福祉協議会	行政の関連部署や生涯学習センター、校区公民館、福祉サービス事業所などと連携を図り、情報を共有します。また、ボランティア活動関係の研修会などへの参加や、他市町村ボランティアセンター職員との交流、学習会の開催などに努めながら、情報収集をすすめます。
ボランティア 養成講座の開催	社会福祉協議会	ボランティア活動を始めたい人、新たな知識を習得したい人が、活動に活かしていける入門講座や養成講座を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりやスキルアップの機会とします。
ボランティア連絡 協議会の運営支援	社会福祉協議会	ボランティア連絡協議会の事務局を担当し、地域における福祉課題などの情報を共有するとともに、理事会・役員会の開催、役員研修会の実施、機関紙の発行、ふれあいオリンピックの共催などを行います。

取組の柱
2-2

参加・参画機会の充実

1 地域での交流の場・活躍の場をつくる

地域の中で、市民が互いを知り、支え合う関係づくりを進めていくためには、祭りなどのイベントや地域活動など、交流の場や機会の充実により、参加者を増やしていくことが、きっかけづくりとして重要です。また、高齢者の生きがいつくりや、市民の多様な経験やスキルを地域貢献につなげていく場という観点からも、参加・参画機会の充実は大きな役割を持ちます。

地域住民が参加し、交流できる機会や、地域活動の提供に対する多様な支援を行い、住民同士の関係づくり、互いに支え合う地域づくりを促進します。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小郡市の取組方針

- ①地域でのイベントや交流の場づくり等を企画し、幅広い市民が地域交流に参加できる機会のさらなる創出を図ります。
- ②地域でのイベントや活動に対する支援を行い、活動内容の充実や参加者の増加を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①地域団体などと連携し、市民や福祉関係者が交流したり、意見交換をしたりできる機会を創出します。
- ②地域交流の場やイベント等に、用具の貸し出しや職員の派遣等の支援を行い、活動内容の充実を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①地域のリーダーや活動者などイベント主催者の負担が少なくなるよう協力します（互助）
- ②地域活動やイベント等の情報発信を強化し、積極的な参加を呼びかけます（互助・共助）
- ③世代間交流や、障がい者などコミュニケーションが不足しがちな人たちとの交流の場をつくれます（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
介護家族の集いの場づくり	介護保険課	家族介護者が互いに悩みを語り合うだけでなく、介護専門職を交えて、相談できる場を設けるなど、取組の充実を図ります。
高齢者の居場所づくり	介護保険課	認知症カフェや住民主体型の介護予防活動への補助事業、集い（通い）の場等の高齢者の居場所づくりに関する取組の充実を図ります。
子どもの居場所づくり	子ども育成課	アンビシャス広場など子どもが安心して過ごせる「地域の居場所づくり活動」の支援を行います。また、居場所づくりに取り組む団体同士の交流のため、アンビネット小郡市地域連携協議会の会議やイベントの開催を支援します。
子育て支援センター	子育て支援課	地域における子育て親子の交流等を通じて、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
地域学校協働活動本部導入事業	生涯学習課	地域住民を学校支援ボランティアとして派遣し、様々な教育活動（算数の丸付け補助、ミシン操作、昔遊び、通学路の見守り等）等で活躍の場を創出します。
ふれあいネットワークサロンの支援	社会福祉協議会	さまざまな人たちが交流できる場となるよう、サロンの目的や内容などを、ふれあいネットワーク推進委員会と検討します。また、福祉サービスや認知症に関する出前講座、レクリエーション用品の貸出し、職員の派遣を行うなど、支援の充実を図ります。
居場所づくりに取り組む団体との意見交換会の開催	社会福祉協議会	地域で高齢者などが集える居場所づくりに取り組む団体同士のつながりをつくるため、視察、研修を開催し、情報交換とネットワークづくりのための場の提供を行います。

2 協働による福祉の推進を行う

近年、民間や地域活動者等、多様な主体によるアプローチが全国的に試みられています。行政と地域団体にとどまらず、NPO、企業など多様な主体がそれぞれの専門性やアイデアを活かし、連携・協力しながら地域福祉を推進していくことが求められています。

市民や関係団体・事業所等の多様な主体と連携・協力しながら、地域の福祉課題解決に向け、取組を推進していきます。

今後の取組方針

地域福祉計画

▶▶ 小都市の取組方針

- ①市民や地域団体と協力し、地域の福祉課題について共有しながら、ニーズに応じた支援の取組を検討していきます。
- ②地域のNPOやボランティア団体等に対し様々な支援を行い、活動のさらなる充実や円滑な進行を図ります。

地域福祉活動計画

▶▶ 社会福祉協議会の取組方針

- ①地域団体などと連携し、地域の福祉課題について共有しながら、課題解決に向けて協力していきます。
- ②地域のNPOやボランティア団体等に対し様々な支援を行い、活動のさらなる充実や円滑な進行を図ります。

市民や地域に期待する役割

▶▶ 自助・互助・共助

- ①地域の施設、企業、NPO、ボランティア等、様々な地域資源との連携や活用を検討します（共助）

市・社協の主な事業・活動

項目名	担当課	内容
各校区協働のまちづくり組織との協働	市	各校区の地域福祉について、協働のまちづくり組織等と協働して取り組みを進めます。
社会福祉法人の地域公益取組の促進	福祉課	社会福祉法人が積極的に取り組むことで、地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう支援をすすめます。
交通弱者支援の取組	福祉課	自治会バスの運営や移動販売など交通弱者支援の取組の拡充を図ります。
市民提案型協働事業	コミュニティ推進課	NPO やボランティア団体など、地域福祉の分野で活動する市民活動団体と協働し、より効果的に地域の福祉課題の解決に取り組みます。
ふれあいネットワークの推進	社会福祉協議会	健康福祉部会や行政区（自治会）ふれあいネットワーク推進委員会に出席し、情報交換や意見交換を行いながら、推進体制の強化について、地域の組織・団体などと一緒に検討します。
福祉団体活動支援	社会福祉協議会	老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会や母子寡婦福祉会などの福祉団体、民生委員児童委員協議会などに助成をし、活動などを支援します。また、福祉団体からの人的な協力依頼に対し支援などを行います。